

# ソルベンシーII レベル2 技術的实施手段

エグゼクティブ・サマリー

3回にわたるコンサルテーション・ペーパーと  
QIS5技術的仕様書を受けてのポジション

2010年8月



本紙に記載されたデータおよび情報は、一般的情報の一つとしてミリマンのお客さまのために提供するものであり、アドバイスではありません。ここに記載された事実や意見に誤りがあった場合でも、いかなる責任も負いません。

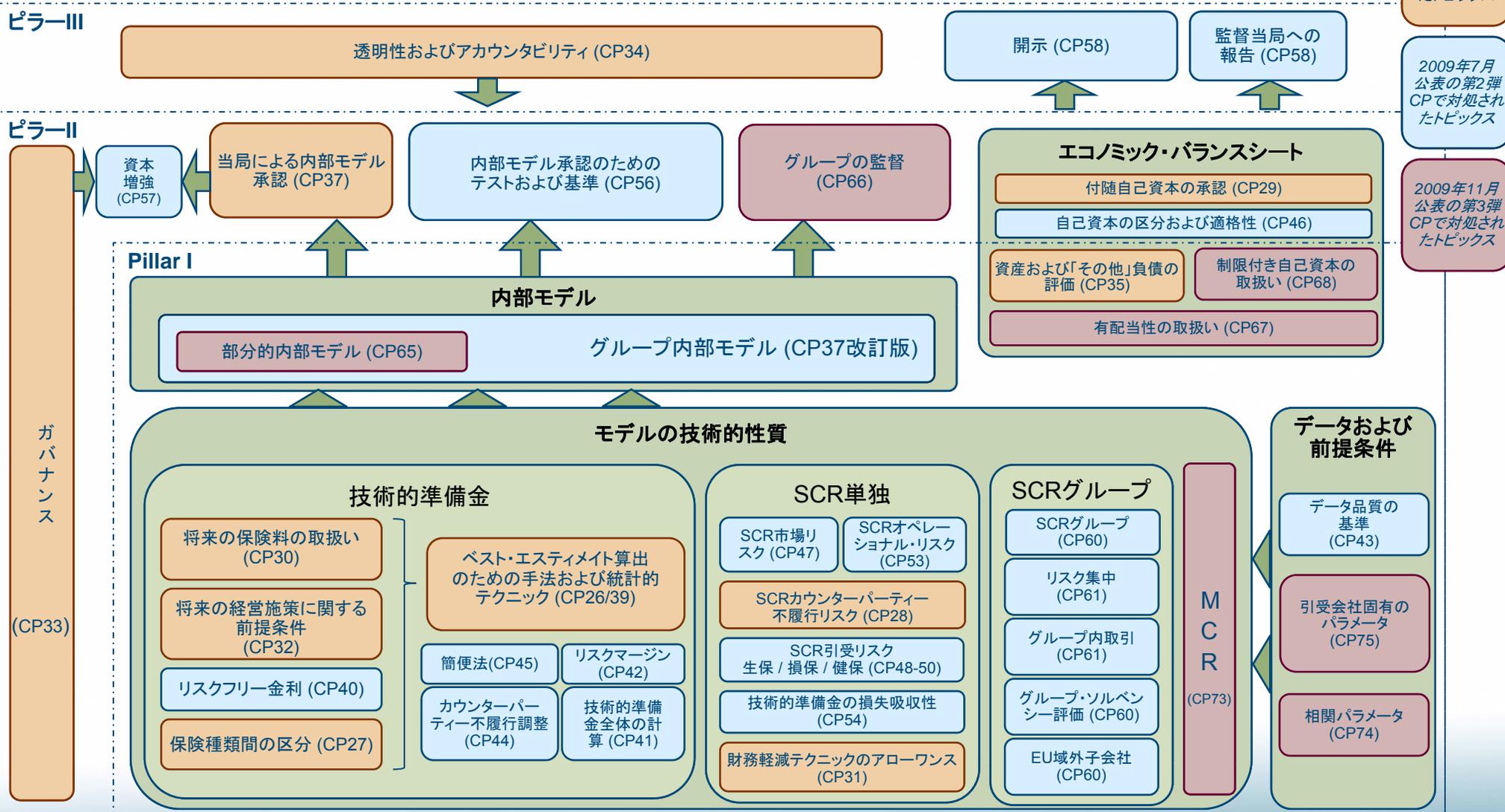
Copyright © 2010 Milliman, Inc.



## はじめに

- ソルベンシーIIレベル2技術的实施手段およびQIS5の最終版技術的仕様書に関する3回にわたるコンサルテーションペーパー(CP)の公表を受け、(再)保険会社の幹部および経営陣向けにソルベンシーII遵守につなげるプロセスにおける主な変更点をまとめました。
- 本紙は、**エコノミック・バランスシート、データ管理、標準フォーミュラ、内部モデル、リスクガバナンスと監督当局によるレビュー、開示**の6つの主題関連事項に基づいています。これらは、以下の理由により主要問題となっています。
  - 現在のベストプラクティスと異なる点
  - その問題の戦略的性質
  - 近いうちに要求されるであろうソルベンシーIIフレームワーク遵守に対する投資水準
- 欧州委員会(EC)が(再)保険会社と共にCEIOPSに広範なコンサルテーション・プロセスを導入するよう求めました。
  - 第1回の12のコンサルテーションペーパーが2009年3月26日に公表
  - 第2回の24のコンサルテーションペーパーが2009年7月2日に公表
  - 第3回の17のコンサルテーションペーパーが2009年11月2日に公表
  - これらのコンサルテーションペーパーの結果としてCEIOPSがECに最終アドバイスを発行するサポート
  - ECがQIS5技術的仕様書を2010年7月6日に公表
- 次頁の図は、レベル2技術的实施手段で提示された主なトピックスを主題ごとに表し、そのトピックが提示されたコンサルテーションペーパー第1弾、第2弾、第3弾をそれぞれ橙、青、赤で色分けしています。

# レベル2 技術的実施手段で対処された主要トピックスの概観



# エコノミック・バランスシート

CP 26 – 技術的準備金 – ベスト・エスティメイト算出のための手法および技術

CP27 – 区分

CP30 – 将来の保険料の取扱い

CP35 – 資産および「その他負債」の評価

CP39 – 技術的準備金 – ベストエスティメイト (BE) を計算するための数理統計的手法

CP42 – リスクマージンの計算

CP46 – 自己資本の区分と適格性

QIS5 – 技術的仕様書

# エコミック・バランスシート

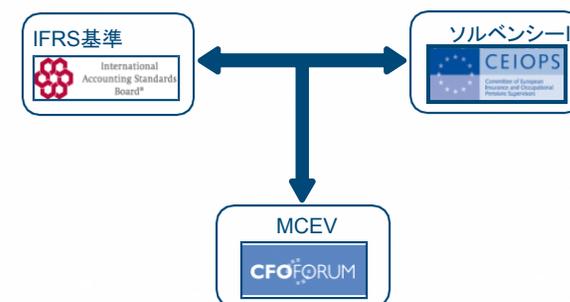
## 覚えておくべき主たる原則

- QIS5技術的仕様書および一連のコンサルテーションペーパー 26、27、30、35、39、42、46が最近公表されたのを受け、保険業界関係者は、エコミック・バランスシートを作成するための要件を認識しています。
- バランスシート上の異なる要素の評価手法に加えて、コンサルテーションペーパーの第一弾で補強された2つの重要な原則が特に重要です。

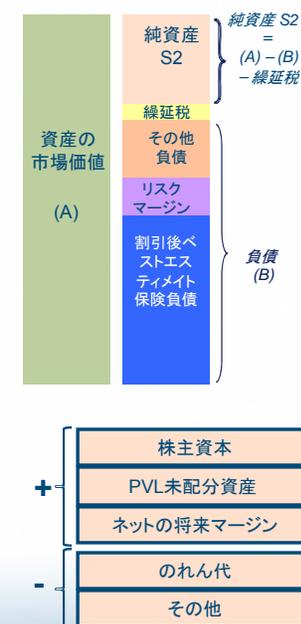
- 規制環境の収斂:** CEIOPSは、IFRS原則に従いソルベンシーIIのバランスシートの異なる項目の経済的価値を定義することで、実際的アプローチを選びました。本手法は、(再)保険会社にとって有益なはずですが。
  - ソルベンシーIIとIFRSのプロジェクト間の費用およびリソースの相乗効果に繋がります。
  - 異なる部門・子会社でも一貫した基準で各種報告が行われるため、将来の財務コミュニケーション(社内外)を容易にします。

ソルベンシーIIおよびIFRSフェーズIIIには類似した原則があるにもかかわらず、技術的準備金や保険会社のバランスシートのその他要素において多くの重要な違いがあることに注意してください。

- バランスシート手法の優越:** IFRSに似た手法に則り、ソルベンシーIIは資産および負債の評価原則の決定に主眼を置いています。結果として自己資本は、単純にその2つの項目の評価の調整項目として推計されます。
  - 本手法は、責任準備金の積み増しや取り崩しに加えて、既契約から発生する将来の損益の価値から構成される純資産価値の認識に繋がるということが重要です。資産から発生するキャッシュフローは、保険契約者(ベスト・エスティメイトおよびリスクマージン)、税金(繰延税)、株主に配分される将来利益に分けることができます。結果として、資産および負債両方の経済的価値は、暗示的に純資産内の将来利益の対価に繋がります。
  - さらに、バランスシート手法は、最終的に(再)保険会社がこの新たな環境においてよりふさわしい新しいKPIを採択することに繋がります。徹底したギャップ分析に基づくソルベンシーIIの実施計画は、エンベディッド・バリュー・アプローチなどを通じて会社の業績(または時間の経過を通じた価値の進展)のより適切な測定を実現するでしょう。



ソルベンシーIIバランスシート



# エコミック・バランスシート

## 技術的準備金

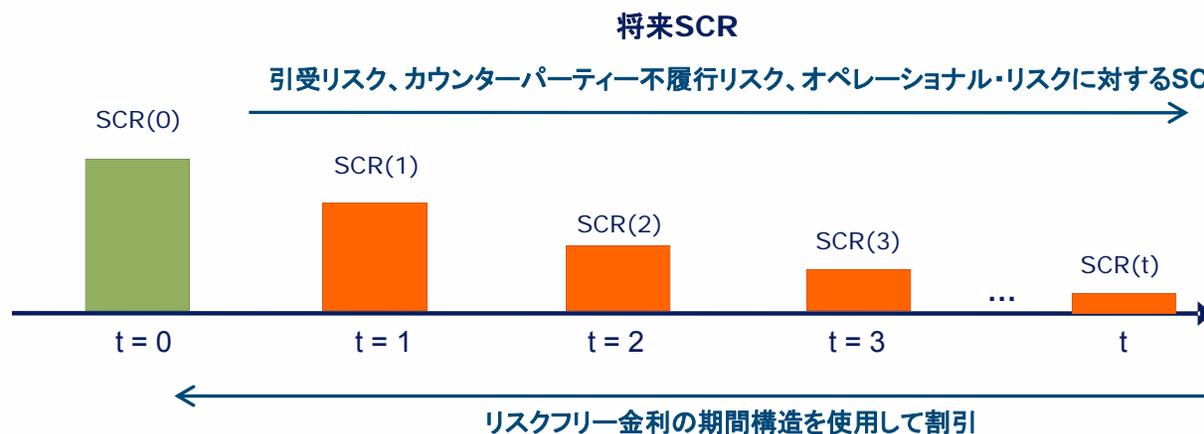
- ソルベンシーIIフレームワーク指令書は、現行の各国のGAAPに比べ、バランスシート項目の評価において大きな変化をもたらします。特に、市場統合的に評価する必要がある保険負債の評価において当てはまります。
- 技術的準備金は、通常は市場価値の代替として推計します。すなわち、リスクマージンによって補完される貨幣の時間価値を認めるベスト・エスティメイトとして推計します。会社は、将来のキャッシュフローのプロジェクションに焦点を置くことが重要になってきています。キャッシュフローのプロジェクションに当たっては、以下の点を念頭に置く必要があります。
  - キャッシュフローは、再保険契約から回収可能な金額とのグロスで推計すべきです。
  - キャッシュフローは、既存の保険契約の全期間をカバーし、保険契約者行動および経営施策を反映すべきです。
  - 会社は、全ての収入(保険料および回収金など)と支出(保険金支払、全ての経費など)を反映する必要があります。
  - 保険料積立金および支払備金に対するキャッシュフローは、分離して推計する必要があります。
- 保険業界にとっての大きな変更点は、未経過保険料が保険料積立金に替わるという事実です。保険料積立金は、未経過リスクに関する収入および支出のキャッシュフローの現在価値に相当します。そのため、保険料積立金がマイナス(保険料の滞納など)になることもあるかもしれません。一般的に、未経過リスクに対する将来の期待損益が認識されるため、この変更はバランスシートに大きな影響を与えるかもしれません。
- ほとんど注目されていないようですが、評価日現在で既に行われた自動更新は更新契約として認識されるべきで、保険料積立金のベスト・エスティメイトの計算に含めるべきです。
- 経費は、プロジェクションによる将来のキャッシュフローに含まれるため、(直接付帯および間接付帯)経費の分析には、特に注意が必要です。
- 回収金は、バランスシートの資産側に分離して表記すべきです。また、グロスの保険金準備金と同じ原則に従うべきです。回収金は、カウンターパーティー不履行リスクを調整すべきですが、リスクマージンは必要ないことに注意してください。
- CEIOPSは、CP39において、全面的な確率論的手法から、異なる手法を組み合わせた専門家判断のアプローチに戻ったと思われます。詳細な文書化プロセスおよび検証プロセス(感応度テスト、予定に対する実績のチェックなど)を実施する必要があります。

# エコミック・バランスシート

## 技術的準備金

- 割引率の選択は、特に重要です。リスクフリー金利の期間構造(国債に基づく)の使用か、クレジット・スワップレートの使用かに関して現在も長い議論が行われています。QIS4とCP40では、リスクフリー金利の期間構造に国債を使用することとされていますが、QIS5では、クレジット・スワップレートを使用することとされています。
- 関係者のコンサルテーションおよびCFO/CROフォーラムが公表したペーパーに続き、QIS5では、損害保険負債に関して、金利の期間構造に50%の非流動性プレミアムが含まれます。この保険負債への適用は、資産・負債間の評価ミスマッチを排除するためだけを目的としています。また、非循環効果を有し、疲弊した市場状態において統一的取扱を認めます。これは、QIS4と比較すると新しく、CP40の最終アドバイスと対照的です。
- CEIOPSは、リスクマージンの推定に関して、最低6%の割合での資本コスト法を提唱し続けています。QIS5では、CP42の最終アドバイスで推奨されたように、リスクマージンは保険種類基準ではなく引受会社基準で計算されることに注意することが重要です。つまり、引受会社は、リスクマージンにおける保険種類間の分散効果を楽しむことができます。引受会社がある保険種類を移転させることを決めた場合、各保険種類からリスクマージンへの寄与は、分離して配分できます。

リスクマージンの計算は、以下の通りです。



$$CoC = 6\% \times \sum_{t>0} \frac{SCR(t)}{(1+r_t)^t}$$

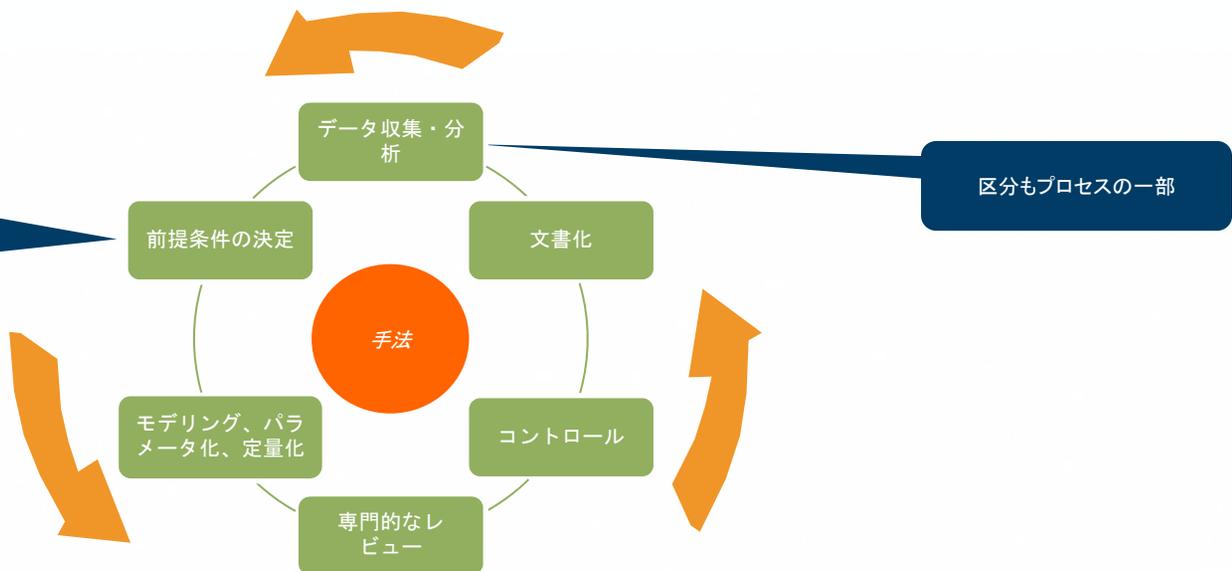
# エコノミック・バランスシート

## 技術的準備金 – 手法

前提条件は、以下と整合的でなくてはなりません。

- ・金融市場のデータ
- ・「通常入手可能な」保険リスクのデータ

これらを文書化、正当化し、検証しなくてはなりません。



- CEIOPSが提唱する区分は、保険契約がカバーするリスクに基づくものです。複数のリスクをカバーする契約は、異なる区分に分離する必要があります。CEIOPSは、区分に関しQIS4のアプローチを保持しています。すなわち、損害(再)保険についての14区分と生命(再)保険についての2区分の計16区分です。
- 報告目的(ピラー3)について、CEIOPSは同じ区分に従ってエコノミック・キャピタルを分離するよう求めるでしょう。
- リスク区分によるエコノミック・キャピタルの分離関連のコミュニケーションは、いくつかの問題を引き起こすのではないかと考えています。
  - **コミュニケーションの一貫性:** 会社がコミュニケーションで強調するポイントは、相対的な長所と短所、トピックにより相違
  - **分散効果の配分**
- これらは通常、保険グループにとって戦略的に重要な問題であるため、区分および一般開示に関する今後の進展を確認していくことが大切です。

損害保険(再)保険における14区分(「労働者災害補償」を含む)	
損害保険および比例式再保険	非比例式損害再保険
労働者災害補償	賠償責任
傷害・医療	火災・動産
自動車賠償責任	海上、航空、輸送
自動車その他区分	
海上、航空、輸送	
火災・動産	
第三者賠償責任	
信用	
訴訟費用	
アシスタンス	
その他	

# エコノミック・バランスシート

## 自己資本

- 引受会社の自己資本は、劣後性、損失吸収性、十分な期間、返済要件がないこと、強制的固定費用がないこと、債務がないことの、6つの主要な性質(第93条)に基づき3つに区分されます。

性質 クオリティー	オンバランスシート (基本自己資本)	オフバランスシート (付随自己資本)
高	Tier 1	Tier 2
中	Tier 2	Tier 3
低	Tier 3	

出典: European Commission

さらに、資本の区分は、以下の要件を満たす必要があります。

- SCRの制限
  - Tier 1項目  $\geq 50\%$
  - Tier 3項目  $< 15\%$
- MCRの制限
  - Tier 1項目  $\geq 80\%$
  - Tier 3項目 = 0
- その他制限
  - Tier 1: (優先株+劣後負債)  $\leq 20\%$

- 引受会社の自己資本の監督当局による承認は、シンプル・ベースとするべきです。引受会社は、監督当局の承認を求める対象である自己資本項目の適切な区分と、その項目の算入がソルベンシー資本要件および最低資本要件を満たすための技術的实施手段が想定した量的制限に合致するかどうかを評価します。引受会社は、関連文書を提供する責任があります。

# エコミック・バランスシート

## その他トピックス – 注意すべきポイント

### 将来の保険料

- 技術的準備金に対するベスト・エスティメートの評価における将来の保険料の取扱いは、保険会社の資本要件に直接影響を及ぼす非常に微妙な問題です。検討すべき2つの主要点は以下の通りです。
  - **対象範囲**
    - ✓ CP30は、将来の保険料をベスト・エスティメートの評価に含むべきケースを明確にしています。
      - ・ これは、将来の保険料に関する現行の各国の指針とは異なるかもしれません。
    - ✓ 一方、将来の保険料の取扱いに関してCP30で提唱された規則の一部は、以下の不整合に繋がるかもしれません。
      - ・ 技術的準備金の対象範囲は、金融環境により、年毎に変動するかもしれません。
      - ・ 将来の保険料の取扱いは、ベスト・エスティメートの評価(平均に注目)とSCRの評価(変位値に注目)間の均一性を欠くかもしれません。
  - **計算の複雑性**
    - ✓ オプションを有する保険契約では、将来の保険料をベスト・エスティメートに算入すべきかどうかを判断するため、最初に計算する必要がありますが、これがかなり重い負担になります。
    - ✓ 将来の保険料の取扱いの影響(ベスト・エスティメートの増加または減少)を各シナリオに対して評価しなければならないことは、SCRの計算を過度に複雑にし、場合によってはモデルを変更しなければならないかもしれません。

### 繰延税

- まず、CP35では、グロスのSCRに対する税削減の可能性(およびその度合い)について言及されていないことに注意することが重要です。繰延税に関するそれ以外のポイントの重要度は相対的に低いですが、以下の2点の検討は興味深いです。
  - 私たちは、資産から税控除を除く理由の理解に苦しんでいます。その税控除が利用できることを会社が立証できるなら、その資産は実態のある経済的利点であり、エコミック・バランスシートに算入すべきです。
  - CP35では、繰延税を利用できる場合、IAS12に従いそれらは割引前にすべきと提唱されています。私たちの経験によると、保険会社によっては社内エコミック・バランスシートの繰延税に割引後のキャッシュフローを使用しており、私たちはこれを大きな問題とは見ていません。

# データ管理

CP43 – データ品質のための基準

# データ管理

## データサイクルおよび良好な実務

業務の対象範囲を定義し、データ処理も対象範囲と釣り合いが取れているべきです。何が重要で何が重要でないか等は、正当化できる形で理由付けし、文書化すべきです。

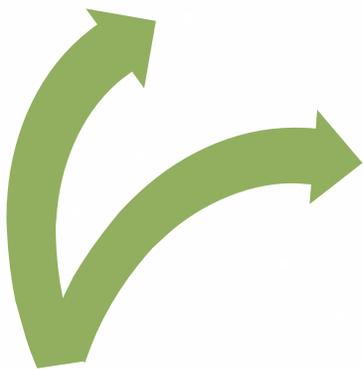


データ要件のリストは、ユーザーのニーズおよび業務の対象範囲を満たすよう作成すべきです。



必要なデータが入手できない場合、そのデータを補完または代替するために利用できそうな他のデータソースについて調査すべきです。

データ処理のステップは、正確かつ完全なデータを得るため、繰り返すべきです。



分析、モデリング等を実施するための最終データのセット



報告: 以下のデータ関連事項をユーザーに報告すべきです。

- 適切なデータ基準の遵守
- 他者から提供されたデータへの依拠
- データへの何らかの重大な調整
- データの正確性または完全性に関する重大な限定
- 情報に内在する何らかの不確実性の兆候
- データが不正確または不完全な場合の、業務の対象範囲の修正



分析ニーズに対応できるほどデータが十分に正確かつ完全であるかどうかを決定するために、一連のデータの確認作業を策定し、実施すべきです。



不正確または不完全であると分かったデータに補完調整をかけることの実現可能性を調査します。全体として、そのような調整により十分に正確かつ完全なデータとなるようにすべきです。

# SCR単独

CP47 – SCR市場リスク

CP48 – SCR引受リスク

CP51 – SCRカウンターパーティー不履行リスク

CP53 – SCRオペレーショナル・リスク

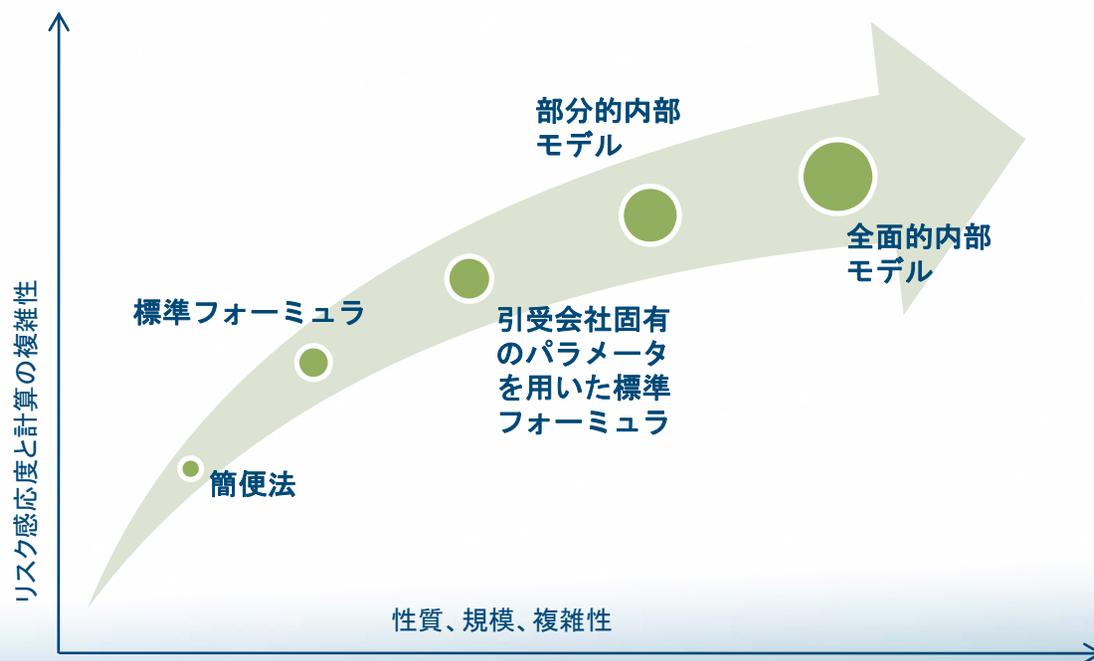
CP75 – 引受会社固有のパラメータ

QIS5 – 技術的仕様書

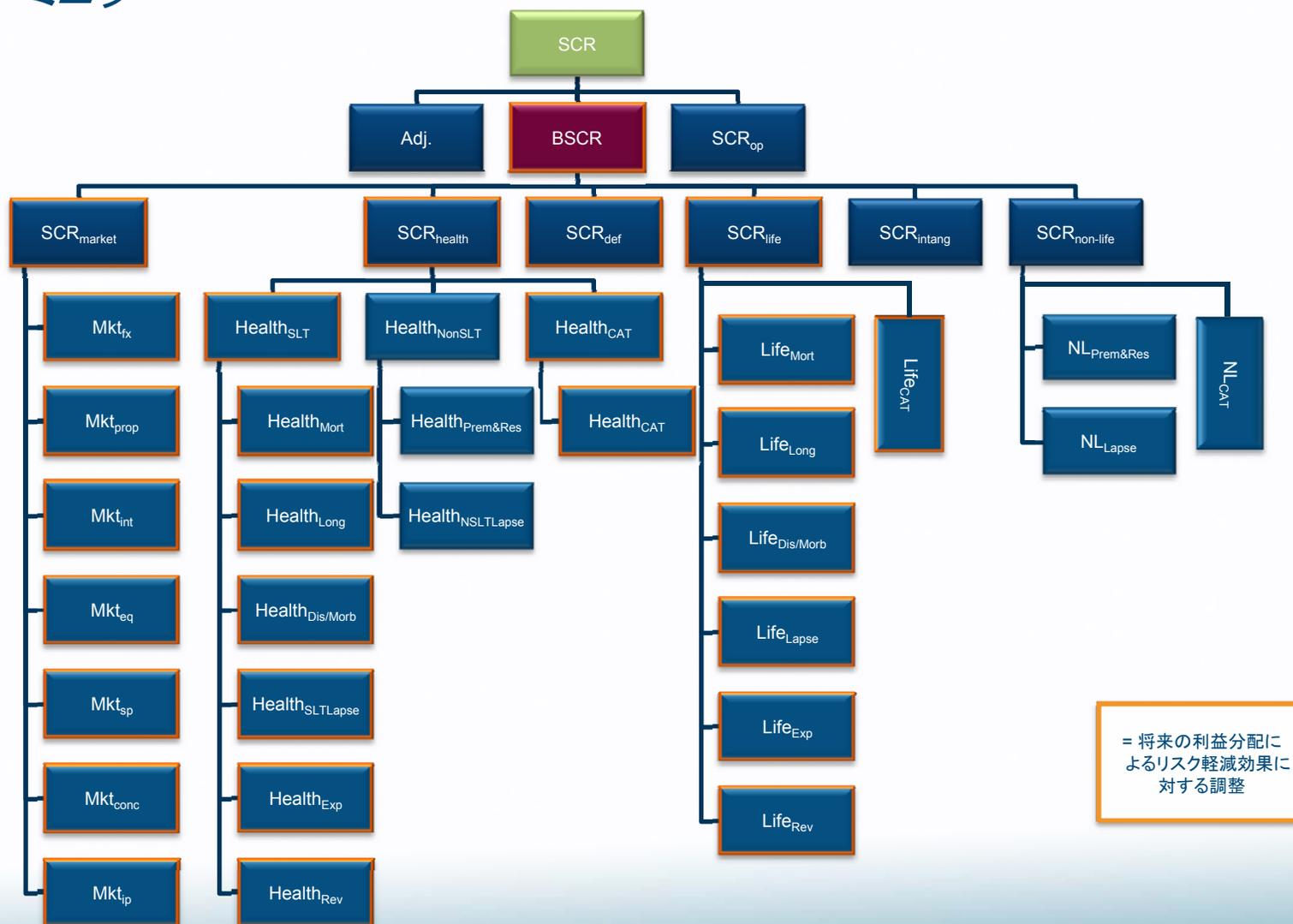
# ソルベンシー資本要件

## 全般的手法

- ソルベンシーIIフレームワーク指令書第101条
  - 「ソルベンシー資本要件(SCR)は、保険会社または再保険会社がさらされている全ての計量可能なリスクが織り込まれるようキャリブレートされるものとする。ここで対象となるのは、既契約および今後12ヶ月に見込まれる新契約とする。…これは、保険会社または再保険会社の基本自己資本についての、1年間にわたる信頼水準99.5%のバリュアットリスクに相当します。」
- 会社は、適切な手法を用いてSCRを決定し、どのような手法を用いたか、また、なぜ特定の手法を選択したかを説明できなくてはなりません。
- ソルベンシーIIIは、リスク感応度およびSCR計算の複雑性に応じた様々な手法を提案しています。



# ソルベンシー資本要件 標準フォーミュラ



# ソルベンシー資本要件

## 標準フォーミュラ

- SCRの標準フォーミュラは、以下のリスクに関して、会社の資産および負債に適用する規定のストレステストまたはファクターベースのフォーミュラのセットです。
  - 市場リスク
  - 損害保険引受リスク
  - 生命保険引受リスク
  - 健康保険引受リスク
  - カウンターパーティー不履行リスク
  - 無形資産リスク
  - オペレーショナル・リスク
- 標準フォーミュラでは、リスクの統合に相関行列を使用します。
- 標準フォーミュラは、全EU市場に対してキャリブレートするもので、全ての個別会社に適切というわけではないかもしれません。

## ソルベンシー資本要件

### 標準フォーミュラおよびUSPにおける最近の進展

#### 損害保険 保険料・ 支払備金リスク

- 保険料・支払備金リスクの計算に適用するファクターの多くは、QIS4以降引き上げられており、リスクチャージに大きな影響を与えるかもしれません。特に、非比例式再保険の区分では明らかです。しかしこれらのファクターは、CPおよび最終アドバイスに規定されたものよりも低い傾向があります。
- QIS5では、非比例式再保険による出再の影響を織り込めるよう引受会社に保険料リスクファクターの調整を認めています。しかしこれらの調整は、十分なデータなしには単純ではありません。

#### 損害保険 巨大災害リスク

- グロスの結果を算出し、その後再保険プログラムを適用します。
- 独自シナリオは、QIS5のオプションとしてはもう認められません。
- 可能な場合は標準シナリオを用いなくてはなりません。利用できない場合（EEA外部の自然巨大災害エクスポージャー、その他に分類される保険および非比例式再保険など）は、ファクターベース手法を適用すべきです。
- 引受会社が相当な金額の非比例式再保険を有する場合、あるいはEU域外に相当なエクスポージャーを有する場合、CEIOPSは部分的内部モデル承認を探ることを期待するでしょう。

#### 市場リスク

- 市場リスク算出のためのほとんどのファクターおよびアプローチは、QIS5で顕著に増加しました。これには社債に対するより高いスプレッド・リスクファクター、通貨リスクおよび金利リスクのショックの引き上げ、サブリスク・グループ間の相関の引き上げが含まれます。
- 非流動性プレミアムが追加されています。

#### 引受会社固有 のパラメータ (USP)

- USPは、引受会社のリスクプロファイルを反映するため、標準フォーミュラのパラメータを調整するものです。保険料・支払備金リスクに使用できますが、巨大災害リスクには使用できません。
- USPを導出する際に用いる規定の手法が、QIS4からQIS5で変更されました。
- ダブルカウントになるおそれがあるため、引受会社はUSPと地理的分散両方を使用すべきではありません。

# ソルベンシー資本要件

## 標準フォーミュラにおける最近の進展

### 最低資本要件 (MCR)

- MCRの計算は、引受会社の性質により、SCRの45%を上限とする線形フォーミュラと、SCRの25%とユーロで表示した絶対下限値のどちらか高い方の下限とを組み合わせています。
- この線形フォーミュラは、各保険種類および保険種類特有のファクターに対する技術的準備金と収入保険料に依存します。

### 大きな影響と なり得るその他 の変更点

- 解約率が予定よりも高い場合の影響を考慮するため、損害保険解約リスク・モジュールが導入されました。
- 無形資産リスクは、無形資産の公正価値の80%として導入されました。
- 損害保険 保険料・支払備金リスクと、損害保険巨大災害リスク間の相関係数は、0から0.25に引き上げられました。
- 地理的分散は、CEIOPSが除外すべきであると提案したにもかかわらず、QIS5でも維持されました。各会社は、全ての事業が一つの区分に該当すると仮定する、あるいは、規定の手法および地理的区分を用いることができます。しかし、この手法に変更が加われました。その変更の一つは、地理的区分の数が54から18に減少したことです。
- QIS5では、リスクマージンに保険種類間の分散を考慮しなくてはなりません。リスクマージンが各保険種類に対して求められていることには変わりはありません。分散を考慮した全勘定のリスクマージンの配分には、負債の全期間にわたる各保険種類のSCR全体に対する寄与分を認識しなくてはなりません。
- 金利の期間構造に対する非流動性プレミアムの調整は、今ではキャッシュフローの割引において認められます。損害保険契約に対しては非流動性プレミアムの50%を使用すべきですが、リスクマージンの調整はすべきではありません。
- リスクフリー金利の期間構造は、QIS4以降大幅に変更になりました。
- QIS5における生命保険引受リスク・モジュールの構造は、主にQIS4から変更されていません。生存リスクのストレスの減少、死亡リスクのストレスの増加、解約リスク・モジュールと経費リスク・モジュールにいくつかの調整がありました。

# SCRグループ

CP60 – グループ・ソルベンシーの評価

CP61 – リスクの集中およびグループ内取引の監督

CP66 – 一元的风险管理をしているグループのグループ・ソルベンシー

CP67 – 有配当性の取扱い

# グループ

## 監督およびソルベンシー資本要件

- グループは、そのグループの監督を率いる責任を有する単独の管轄局により監督され、各単独の保険会社に対して責任を有する各国の関係当局も関わります。この様々な監督当局が、監督チームとして一緒に業務に当たります。
- デフォルトの(利用可能な資本およびSCRを決定するための)グループ・ソルベンシーは、(単独会社のオプションと整合的に)標準フォーミュラまたは内部モデルを使用した統合データに基づいて計算します。代替手法は、監督当局の承認を条件に使用でき、一部または全ての会社の単独ソルベンシー・ポジションを統合します。
- グループ・ソルベンシーの計算に加え、グループに対する要件として、グループORSA、グループの開示およびソルベンシー&財務状況報告、グループのリスク集中の報告、グループ内取引、グループのガバナンスおよびリスク管理への関与もあります。
- グループの内部モデルの承認を申請する際、2つのケースがあります。

### ケース1 – 統合グループSCRおよびグループ内の(再)保険引受会社の単独SCR算出のための内部モデル使用の申請

1. グループの監督当局に申請書を提出
2. グループの監督当局が関係する他の監督当局に通知
3. 関係する監督当局が共同決定
4. CEIOPSが相談に対応することも可能
5. 関係する監督当局が共同決定をできない場合、グループの監督当局が決定し、関係する他の監督当局に通知

### ケース2 – 統合グループSCR算出のみ内部モデル使用の申請

1. グループの監督当局に申請書を提出
2. グループの監督当局が決定

出典:FSA

# グループ

## 有配当性の取扱い

- 業界は、グループ・サポート・プランの除外を強く非難してきた結果、グループ子会社の財務上のフレキシビリティ（例えば、分散効果の利用を通して）は大幅に減少しました。
- CP67では、有配当性の取扱いに主眼が置かれ、グループレベルでの有配当性に関するいくつかの主要問題に答えようとしており、そのうち一つはダブルギアリングの問題です。
  - ある保険会社（親会社）が別の保険会社（子会社）に投資した場合、普通株式資本の形でその子会社の自己資本が増加します。親会社のバランスシートの自己資本は変わりませんが、この資本注入により子会社の自己資本は増加します。つまり、同じ金額の自己資本が両方の引受会社により使用され、それぞれの資本要件を満たしています。これは、資本のダブルカウティングまたはダブルギアリングとして知られています。
  - しかし、子会社が損失に見舞われた場合、両保険会社の資本源が減少します。子会社とその損失吸収に自己資本を利用した場合、親会社のバランスシート上の有配当性の価値も減少し、負債に対する資産の超過分が減少することになり、親会社の基本自己資本も減少します。
- 有配当性の取扱いにより、監督当局が各単独引受保険会社のソルベンシーの状態を確実に把握できなければなりません。CEIOPSのメンバーは、ダブルギアリングの問題は単独レベルでもグループレベルでも対処しておく必要があり、単独のソルベンシー計算の完全性を維持するためにも不可欠であると考えています。
- 有配当性の取扱いを検討する際には、以下の点も関係します。
  - 各単独会社が保有する資本がその会社にあるリスクとつり合うようにします。つまり、資本とリスクの所在を監督当局が特定できることを求めています。
  - システマティック・リスクの制限
  - 子会社や有配当性を通したグループ内でのリスク伝染の回避
  - グループ構造を通した法定裁定取引に対するインセンティブの回避
- 提案されている取扱いは、有配当性がグループ内に含まれるか除外されるかどうか、そして、有配当性の性質（金融、非規制金融、非金融）に基づいています。

# グループ

## 流用および移動の制限

- 流用および移動の制約は、以下の理由によるものです。
  - 他の会社への資産の移動は、認められない可能性があります。
  - 他の会社への資産の移動は、9ヶ月以内に完了することはできません。
  - 自己資本の一部は、特定の損失のみを吸収するために利用可能です。
- 流用および移動の制限に特定の注意を要する分野として、以下が含まれます。

### 区分ファンド

資本バッファーは、ファンド内の保険契約者には利用できないかもしれません。

### ハイブリッド資本および劣後債務

これらは、親会社による発行・保証はできないかもしれません。

### 他の法制地域の法定要件

これらは、引受会社のグループ内での資本移動を制限するかもしれません。

### 少数の利益

これらは、自己資本を子会社外に移動させる能力に影響を及ぼすかもしれません。

- グループの自己資本は、上記制約を反映する必要があります。グループレベルの流用不能自己資本は、対応する単独SCRからグループSCRへの寄与分をカバーする範囲に限定されます。

# 内部モデル

CP32 – 将来の経営施策に関する前提条件

CP37 – 内部モデル承認のための手続き

CP56 – 内部モデル承認のためのテストおよび基準

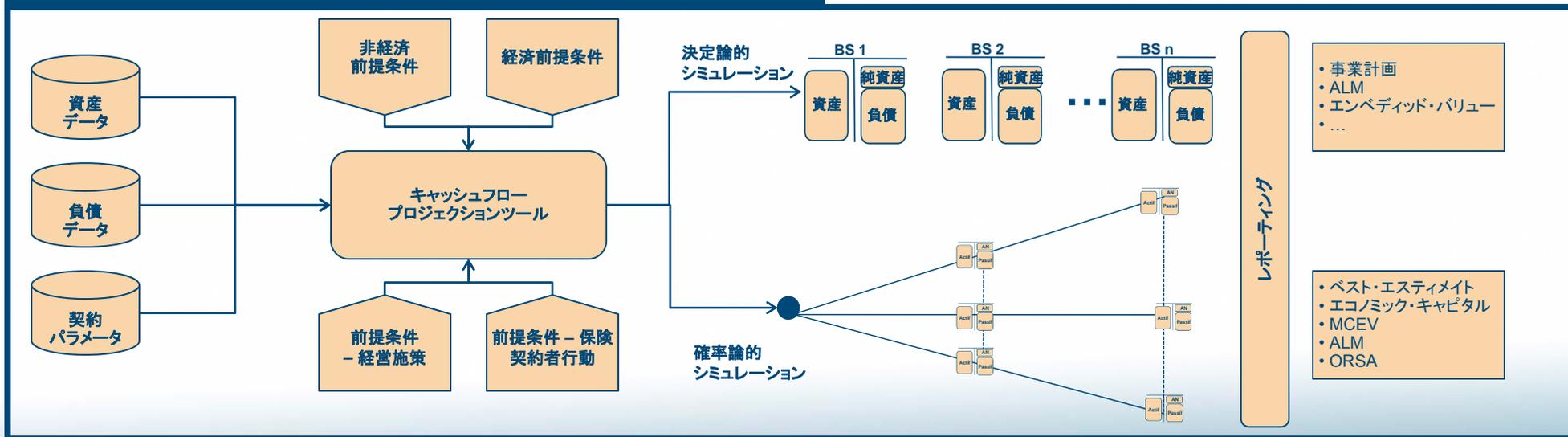
CP65 – 部分的内部モデル

# 内部モデル

## 一般的構造

- 内部モデル(または標準フォーミュラのパラメータ化に使用するモデル)に関する全測定の分析は、ソルベンシーIIIに向けた流れの中心的要素です。3回にわたるコンサルテーション・ペーパーで対応された内部モデルに関する主要トピックスを以下の通り選定しました。
  - 将来の経営施策に関する前提条件 (CP32)
  - 内部モデル承認のための手続き (CP37)
  - 内部モデル承認のためのテストおよび基準 (CP56)
  - 部分的内部モデル (CP65)
  - 将来の保険料の取扱い (CP30)
  - 計算のための区分 (CP27)
- CEIOPSは、上記各トピックスに対し内部モデルの透明なガバナンスを求めており、CP37では監督当局による内部モデル承認プロセスの様々な段階を定義しています。

例示: 保険内部モデルの簡略化構造



# 内部モデル – 経営陣による内部モデルの検証

## 新たな責務

- 保険会社が構築した内部モデルは、監督当局向け報告に、そして間もなく財務報告向け(IFRSフェーズ2保険契約を参照)に、間違いなくその重要性が正式に認められていくはずです。
  - 統制された保険負債のための市場がないため、監督当局は、標準手法またはフォーミュラに基づく評価(入口価値、償却価値など)を求めることになったのかもしれませんが。これらが始めから決められていたことは、(IASB審議会が今も議論しているとはいえ)多くの人にとって、(例えば、会社のリスクプロファイルに合っていない、特定の会社経営に対応していないなど)満足いくものではなかったでしょう。
- 評価に内部モデル利用を認めることは、**経営陣にとっては、新たな責任と厳密に定義された透明性のある承認プロセス**を意味しています。
  - 基本的に、全体としての内部モデルと、より具体的には戦略的な前提条件の大部分に関して、経営陣からの正式なコミットメントを求めるという監督当局の意欲だけは賛同できるものです。
  - 内部モデルについて将来考えられる結果は、多くの前提条件に依存します。その一部には、予想される経営陣の行動が反映されなくてはなりません。
    - ✓ 利益分配の方針
    - ✓ 利益マージンの方針
    - ✓ 資産運用の方針
    - ✓ 料率設定の方針
    - ✓ ...
  - モデルの信頼性は、「戦略的」前提条件の信頼性に大きく依存します。そのため、経営陣が以下を保証するという正式なコミットメントが不可欠です。
    - ✓ 全体としての企業活動の評価
    - ✓ 時間の経過に伴う前提条件の安定性
- 経験によると、経営施策に関する「サインオフ」のプロセスに関する要件は、CP32には明記されていないことを確認しています。
- 経営施策に関する前提条件の「サインオフ」は、会社にとって以下の全く新しいプロセスの設計・実施が必要となる新たな課題です。
  - 全ての戦略的前提条件の特定
  - 非常に複雑な以下の項目に関して、経営陣によるハイレベルな理解につながる綿密な文書の作成
    - ✓ 影響度調査
    - ✓ ストレストテスト
    - ✓ 経験分析
  - 経営「ダッシュボード」への反映
  - モデルにおける予想される経営施策に関する前提条件を実行する会社の能力

# 内部モデル – 経営陣による内部モデルの検証

## 新たな責務

- CP32では、予想される経営施策を内部モデルに織り込むことが認められています。これらの前提条件は、経営陣によって承認されること、そして以下の基準を満たすことが必要です。
  - **客観性:** 技術的準備金の「ベスト・エスティメイト」を計算するため、いつ、どのように会社が経営施策を適用するかを示す明確なトリガーとアルゴリズムがあるべきです。
  - **現実主義:** 将来の経営施策は、会社が事業を営む上での現在の原則および実務と整合的であるべきです(すなわち、保険契約者に対する義務を尊重し、会社が経験している適切な競争力の度合いを反映します)。
  - **検証可能性:** (主に、過去に行われた経営施策の分析を通して)経営施策が客観的で現実的であることを示す十分な証拠があるべきです。
- 現実主義の基準は、曖昧です。負債の評価(技術的準備金の「ベスト・エスティメイト」)は、ランオフベースで計算しますが、現実主義の概念の下では、過去の実務などを継続ベースで考慮すべきです。さらに、資産運用の方針や利益分配の方針について、経営施策の一部はランオフベースでは妥当と思われる場合でも、継続ベースでは全く不適切かもしれません。
- また、既に経営陣が承認した経営施策が内部モデルで実行される環境において、意思決定の自主性の一部を失うという潜在的リスクについても挙げておきたいと思います。経営施策を内部モデルに限定的に利用するのであれば、経営陣により多くの自由が与えられるでしょうが、特定の資本コストがかかるでしょう。ですから、経営企画部門と数理部門は、異なる事象(内部モデルはすべての事象を網羅することはできません)に対応する際の施策の自由と、内部モデルで推計されるエコノミック・キャピタルの最適化(徹底したパラメータ化と前提条件が必要)との正しいバランスを探る必要があります。

# 内部モデル – 監督当局による内部モデルの承認

## 主な課題

- 内部モデルを法定ソルベンシー要件に使用する前に、内部モデルの承認を受けなくてはならないことは、資本モデルに携わっているチームにとって大きな進展です。引受会社は、あらゆる承認申請において、内部モデルが最低でも指令書に規定されている以下の全ての要件を満たしていることを文書により証明して提出しなくてはなりません。

### 使用テスト

内部モデルが、明らかに日々のリスク管理と意思決定プロセスに関係し、組み込まれていることを示すことが必要

### 統計品質

内部モデル(データ、前提条件、手法、ツール)の設定が、正確かつ信頼できなくてはならない

### キャリブレーション

内部モデルが、SCRのフレームワーク(すなわち、1年間にわたり99.5%の信頼水準)と整合的でなくてはならない

### 損益要因

内部モデルに、適切なレベルでの予定対実績の分析を行う機能がなくてはならない

### 文書化

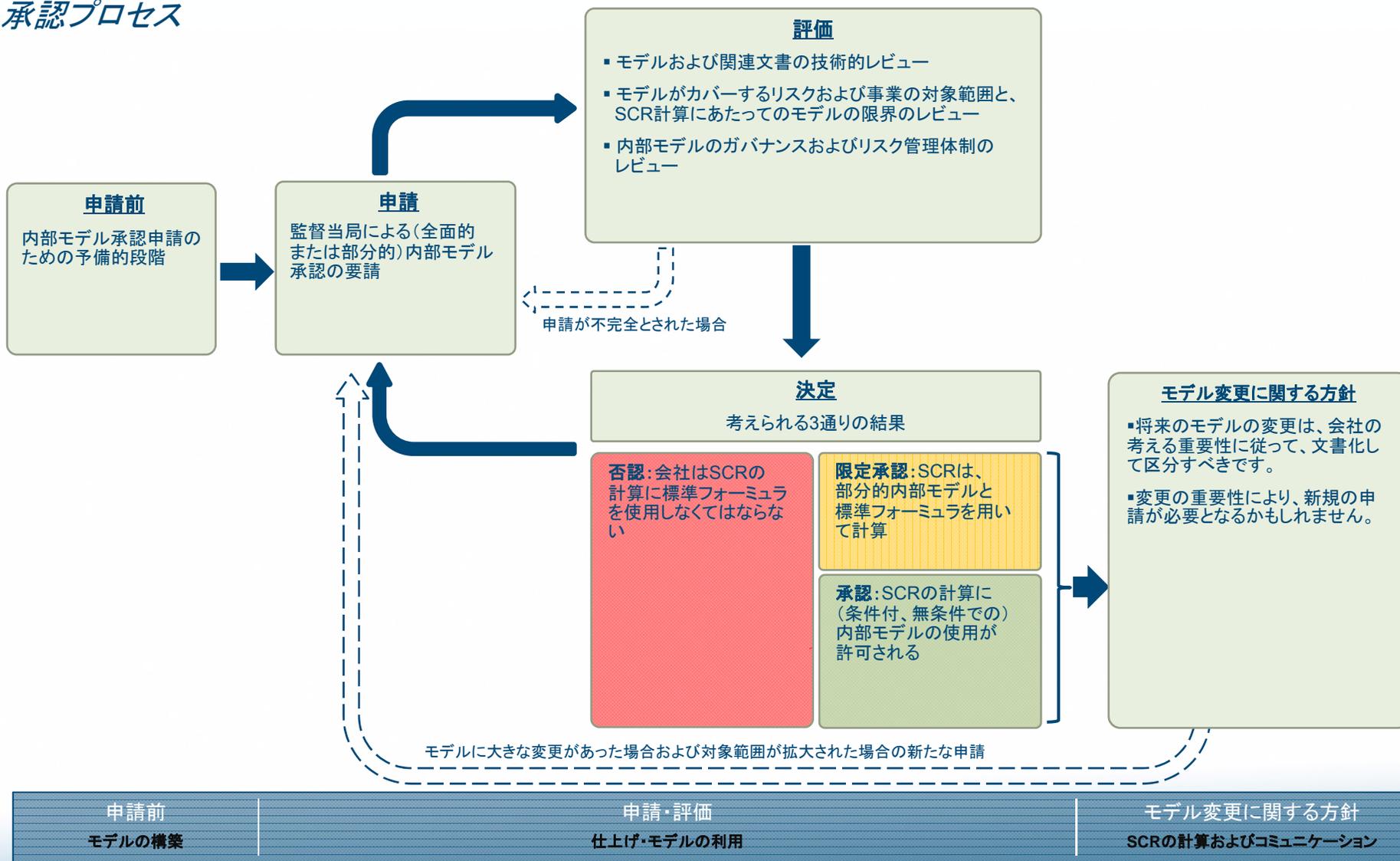
モデル変更方針を含め、内部モデルの仕様および運用に関する詳細な文書がなくてはならない

### 外部モデルおよびデータ

外部モデルおよびデータの内部モデル構築への利用が、理解され、リスクのプロファイルに適合し、また、定期的にレビューを受けなくてはならない

- 承認は、上記全てのテストおよびモデル自体に基づき、利用するソフトウェアや算出される数値は問題ではありません。
- 会社は申請前のプロセスを慎重に検討しなくてはなりません。これは、実際の申請プロセスでのハードルを考える上で不可欠です。
  - 会社は、監督当局による内部モデルの承認に先立ち、十分に準備しなくてはなりません。バーゼルIIでは、明らかに申請書類を時間通りに整えることがたいへん困難でした。
  - 会社は、安定した結果(SCR、ORSA、使用テストなど)を算出できるよう、内部モデルの予行演習期間についても検討する必要があります。
- 監督当局の承認の可否に関する決定は金融業界に開示されるかもしれないため、内部モデルの申請プロセスは、企業イメージに重大な影響を及ぼすかもしれません。
- 監督当局によるモデルの承認を受けるために鍵となる要件の一つが、内部モデルのガバナンスの実施です。これは、手法の持続性および一貫性を確実にし、また、経営陣がそのルールを理解し検証することを確実にする目的があります。
- 役割や責任の割り当て(CP33に規定)、およびモデル統制のための体制に加えて、内部モデルのガバナンスの主な柱の一つが将来のモデル構築方針です。これは、各社の重要性と将来の実行計画に従って考えられる開発内容を分類します。CEIOPSは、これに関連して以下の2つの問いかけを提示しています。
  - 方針の対象範囲:** CEIOPSに、内部モデル構築方針が、計算・シミュレーションのエンジンだけでなく、当該モデルに影響を与える会社内の全ての変更の可能性(組織、プロセス、戦略など)を盛り込むことを推奨しています。
  - モデル変更の区分:** 現状では、CEIOPSは、何がマイナーチェンジ(四半期毎のコミュニケーション)に相当し、何が主要な変更(監督当局の承認が必要)に該当するのかを明示的に定義していません。特に、パラメータの変更(マイナーであっても)がモデルの構築と考えられるのか、あるいはモデルの変更と考えられるのかが規定されていません。
- 次頁には、CP37に規定されている承認プロセスを簡略化した例示を掲載しています。

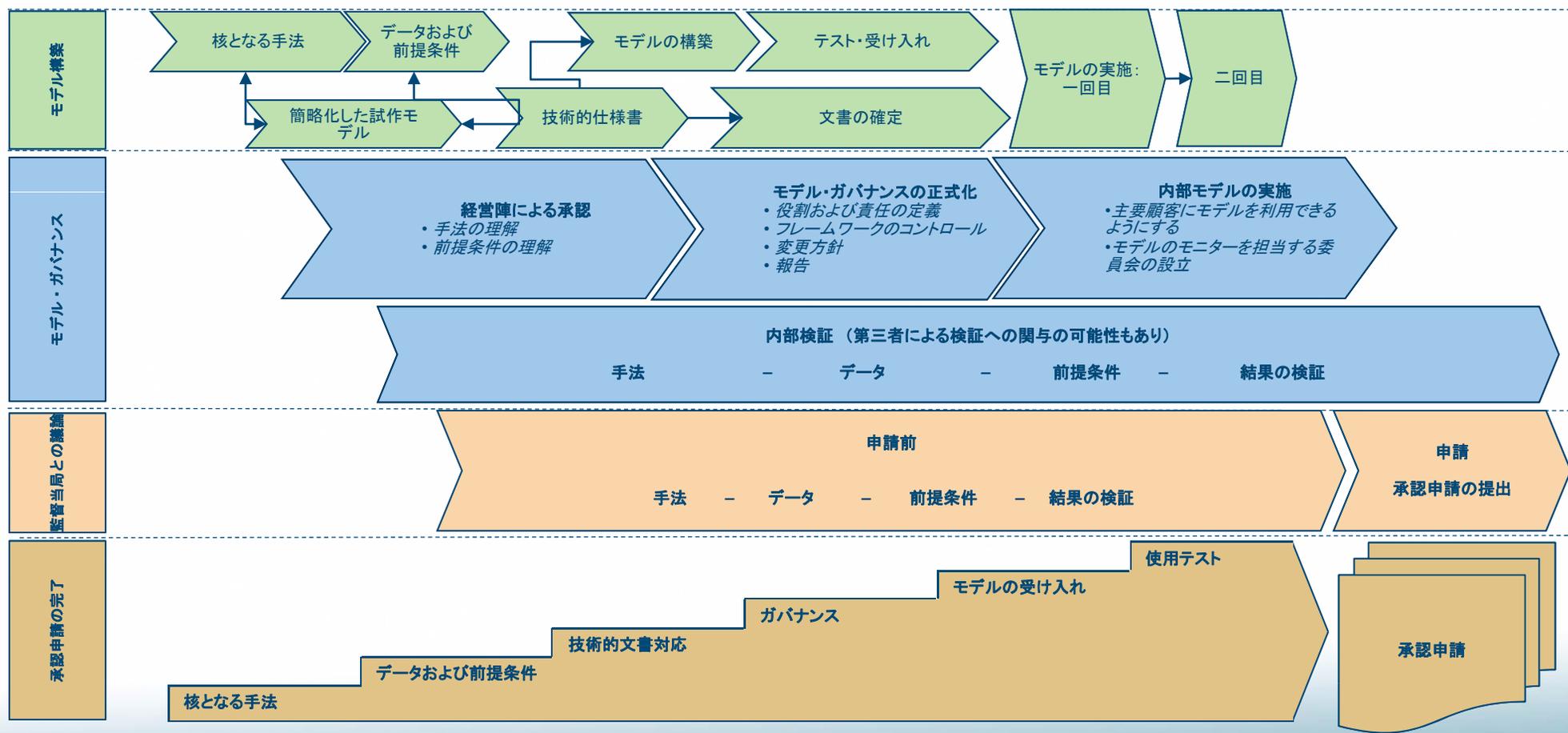
# 内部モデル – 監督当局による内部モデルの承認 承認プロセス



# 内部モデル – 監督当局による内部モデルの承認

## 承認申請のための段階的手順

- アクチュアリアル・モデルを構築した経験に基づくと、モデルの構築・検証と並行して承認プロセスのための文書化を進める必要があります。文書には、申請前のプロセスとして監督当局との話し合いの過程で収集した情報も含まれることがあります。



# 内部モデル

## 部分的内部モデル

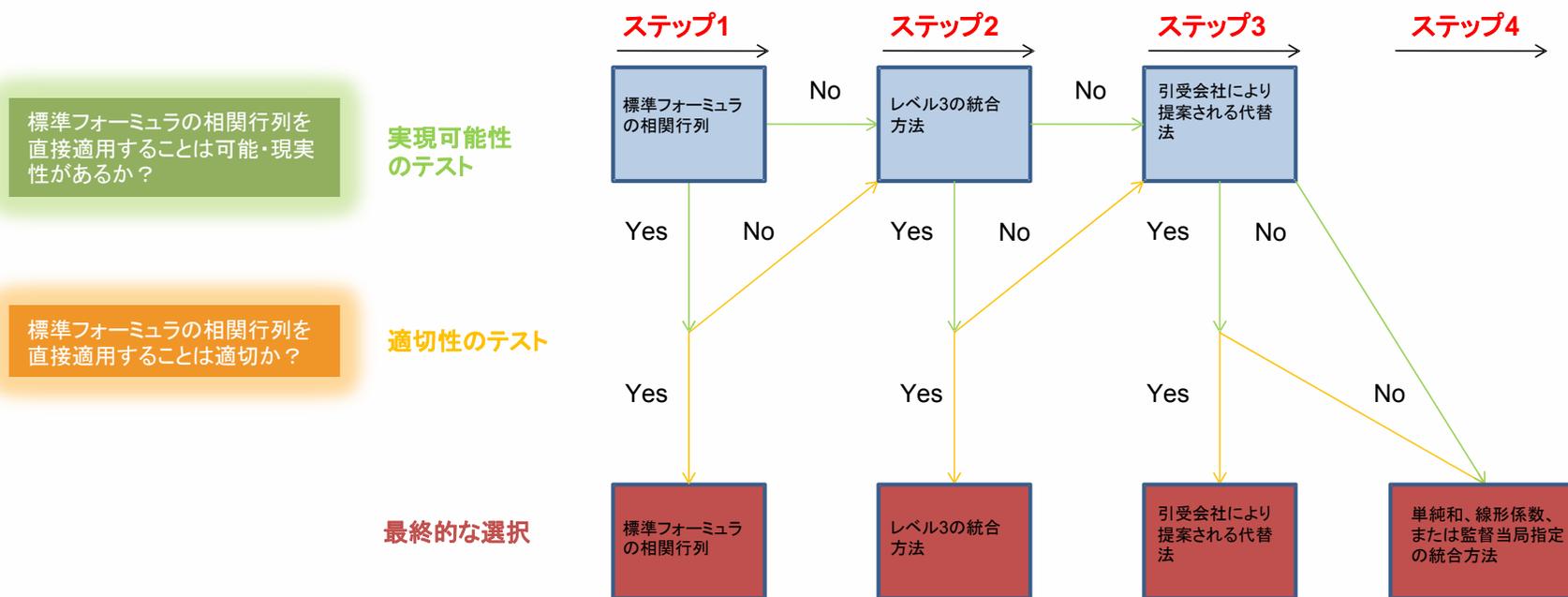
- レベル1の第112(2)条の規定は、特定のリスクまたは契約の一部に対するSCRの計算に部分的内部モデルの使用を認めています。
- 部分的モデルの対象範囲はフレキシブルです。
  - 一つ以上のリスク・モジュールまたはサブモジュール
  - 異なるリスク区分または標準フォーミュラが対応していないリスク
  - 全ての契約または一つ以上の主要契約ユニットのみ
- 部分的モデルにも承認プロセスが必要です。
  - 内部モデルに関する第120条 – 第125条の要件(改訂)
  - 限定的対象範囲の正当化
    - ✓ 全面的内部モデルに向けた移行ステップを表明
    - ✓ 他のリスク、契約ユニットをモデル化するための信頼できる情報の欠如
    - ✓ 比例性の原則
    - ✓ 特定分野への革新および特化を奨励
    - ✓ M&A
  - リスクプロファイルをよりよく反映
  - SCR原則に整合的な設計
- 引受会社は、限定的対象範囲の正当性を示す責任があります。引受会社は、定量的な証拠を用いて合理性を補足することも可能でしょう。監督当局が引受会社による正当性の説明に納得しない場合、適切かつ実行可能であれば、引受会社に特定の試験を実施するよう求めるかもしれません。

# 内部モデル

## 部分的内部モデル – 統合

部分的内部モデルによる結果を標準フォーミュラに統合するには、課題があるかもしれません。以下のように複数ステップを実施します。

### 部分的内部モデル統合の決定ツリー



# ガバナンスおよび監督当局のレビュー

CP33 – ガバナンスのシステム

自社リスク・ソルベンシー評価 (Own Risk Solvency Assessment; ORSA)

CP57 – 資本の積み増し

# ガバナンスのシステム

## 原則

- レベル2技術的实施手段は、ガバナンスのシステムに関する保険会社への要件を詳細に規定しています。
- (再)保険会社に対するガバナンスのシステムとして、明確かつ堅固な組織構造を定義すべきです。
  - 適切かつ運用可能な構造
  - 業務および責任の明確な配分
  - 組織の透明性
  - 全ての事業活動に関して有効な情報システム
- 4つの主要機能を含む6つの本質的要件に基づいて設計されています。

### リスク管理

-リスク管理システムは、少なくとも、保険引受と準備金積立、資産負債管理、運用、流動性と集中、再保険およびその他リスク軽減手段の分野をカバーします。  
-リスク管理部門は、引受会社にわたるリスク管理業務の調整に責任があります。リスク管理システムの効果的運用、リスク管理システムのモニター、リスクプロファイルの統合的展望の維持、リスクのエクスポージャーに関する詳細の報告、新たなリスクの特定と評価に関し、経営・管理部門を支援します。

### 数理部門

数理部門は、最低でも、  
-技術的準備金の十分性(および不確実性)を評価する手法および手順を適用し、その計算が根拠とする原則と整合的であることを確実にします。  
-技術的準備金の計算の信頼性および適切性について、また、その意見に至った過程を経営・管理部門に知らせます。  
-引き受けた業務内容を記述し、特定された不備を明記し、当該不備をどのように直すべきかに関する提案を文書にして経営・管理部門に提出します。

### 社内監査

-社内監査部門は、社内の戦略、方針、プロセス、報告手順の遵守に加えて、ガバナンスのシステムにおける内部統制および他の全ての要素の機能状況を検証し評価する、組織内の**独立した**部門です。  
-監査対象分野で不備が見つかったかどうかについて報告し、それが重要な場合には経営・管理部門にも伝えます。

### 社内統制

-内部統制システムは、会社のリスクおよびその対象、情報の入手可能性および信頼性、規則の遵守といった観点から、会社の運営面の効果および効率を確実にします。  
-**コンプライアンス部門**は、会社の全ての活動が適用法規則に従っていることを確実にするための管理を担当します。また、会社のリスク・エクスポージャーが守られているかを特定、評価、モニター、報告します。

### 適切な要件

ガバナンスのシステムは、  
-管理部門のメンバーが当該事業分野に十分な専門資格、知識、経験を有していることを確実にします。  
-担当者に課される責任を適切に実行するために必要な技術、知識、専門性を有する人材を採用することを確実にします。  
-上述の能力を備えた管理部門内の担当者に変更があった場合には、監督当局に伝えます。

### 外部委託

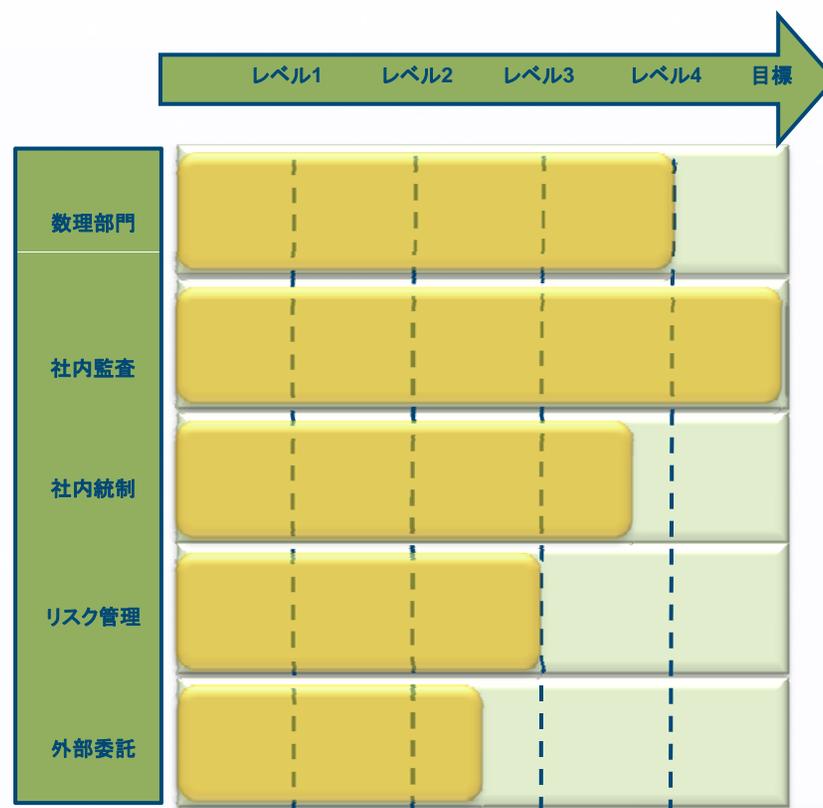
-会社がその運営部門、保険または再保険業務を外部委託する場合でも、指令書における当該会社の全ての義務を実施する責任は、全てその会社にあります。  
-外部委託された業務は、会社のリスク管理および内部統制システムに適切に組み入れなくてはなりません。  
-重要業務の外部委託については、監督当局に伝えます。

# ガバナンスのシステム

## 保険会社の一般的ガバナンス

- 現在の規制および市場のベスト・プラクティスは、既に保険会社のガバナンスを形成しています。
  - 内部統制および社内監査は、ソルベンシーII指令書に規定されているものと同様に、現行法環境においても広く定義され求められています。
  - リスク管理部門および数理部門は、既にありますが、適切に定義されていないため、ソルベンシーIIIによりいくつか大きな変更があるでしょう。
- ガバナンスという観点でのソルベンシーII指令書における主な変更点は、以下の通りです。
  - 管理部門が決定した方針を効率的に実行するための正式なガバナンスの要件
  - 以下を確実にするための全面的ガバナンスのシステムの要件
    - ✓ リスクの特定、評価、管理
    - ✓ 情報の効率的伝達
    - ✓ リスクの統合的展望の報告
- ガバナンスのシステムの実施は、会社内の既存プロセスに積み上げて設計すべき詳細なプロセスです。
  - ソルベンシーIIIに準拠したガバナンスを実現するには、既存プロセスの完全な分析(ギャップ分析)を行うべきでしょう。
- ガバナンスのシステムとして定義された各機能について、コスト、リソース、スキルといった観点から必要な要素を評価することが重要です。

例示:  
ソルベンシーIIの目標に向けた会社のポジション



# ガバナンスのシステム

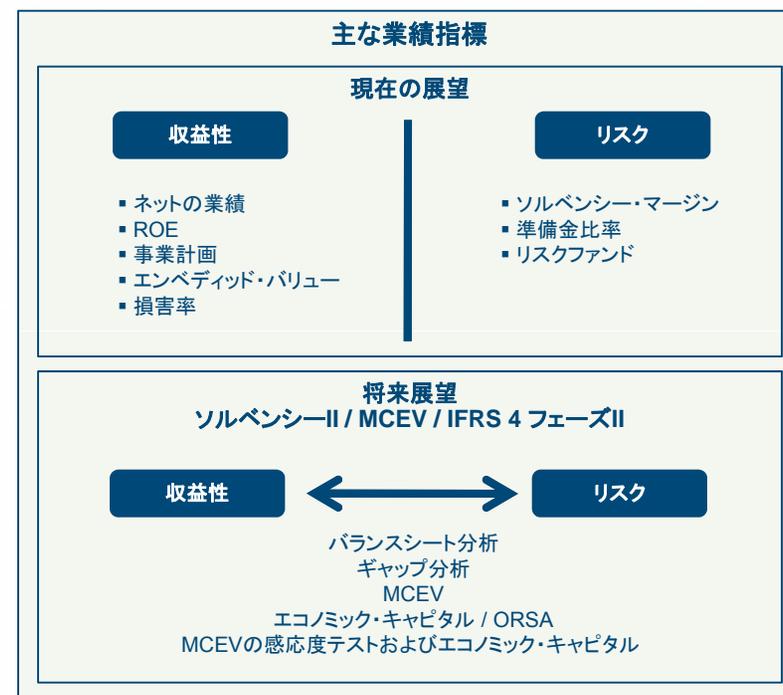
## リスク管理およびアクチュアリー部門 – 曖昧な役割

- CEIOPSは、ガバナンスのシステムについての基本的要件を比較的明確に規定しています。
  - CEIOPSの推奨内容は、一般原則という以上のものであり、組織構造について規定しています。
  - こうした詳細規定は、特定の組織については不適切となる場合があります。指令書の原則を遵守している限り、基本的に会社の責任とすべきです。
- リスク管理機能について、CEIOPSは、(大手の会社の場合)以下に責任を有するCRO(最高リスク管理責任者)の設置を規定しています。
  - リスク管理部門を率いる
  - 経営・管理部門にリスク・エクスポージャーを報告する
  - ORSA(Own Risk Solvency Assessment)を通してリスクの統合的状況を維持する
- CEIOPSは、結果の概念設計、維持管理という点で、リスク管理機能が内部モデルに関するリーダーシップをとることを推奨しています。数理部門は、内部モデルの実施に貢献します。
- こうした推奨内容は、実施面の曖昧さや困難を取り除くものではありません。
  - 概念設計、開発、検証の業務区分に関する曖昧さは残ったままです。
  - ほとんどの会社にとって、モデリングのスキルは一つのチームに集中しています。開発と検証の機能の分離により、貴重なスキルの重複問題が起きるかもしれません。
- CEIOPSは、数理報告を用いて技術的準備金をコントロールし、報告する役割として数理部門を定義しています。
  - 技術的準備金評価の調整およびコントロール
  - 保険引受および再保険方針に関する意見の表明
    - ✓ 数理部門は、他の経営・管理部門から独立した意見の表明をすべきです。
- これは、リスク管理部門と数理部門の役割が曖昧である別のポイントです。特に、SCR計算におけるベスト・エスティメイトの責任準備金算出におけるリーダーシップについて該当します。
  - モデルの所有権およびリスクの総合的展望は、SCRの計算(そしてソルベンシーIIIにおけるベスト・エスティメイトの責任準備金)がCROの責任分野であることを意味するでしょう。これによると、数理部門の役割が制限されるように見えます。

# ガバナンスのシステム

## 報告リスク

- ソルベンシーII指令書およびレベル2技術的実施手段の以下を規定により、保険会社のリスク管理が大きく変わります。
  - リスクの客観的測定:SCR
  - 会社の戦略およびリスク選好度に関する方針を明確に定義させるリスク管理およびガバナンスのシステム
  - 経営陣が事業運営に配分された予算金額の消費に従うようにさせるリスク報告
- この最後の点は、保険セクター内(MCEV、IFRS4、フェーズ2)での財務コミュニケーションにおけるその他の変更とともに、以下の目的についてそのリスクおよび結果報告の徹底的な確認を保険会社にさせるものです。
  - リスクおよび業績の管理
  - リスクの総合的展望を確実にする
  - リスク選好度に関する方針を定義し、事業運営のためのリスク予算に置き換える



# 監督当局によるレビュー

## ORSA – 原則

- 第44条には以下の通り規定されています。  
「リスク管理システムの一部として、全ての引受会社は自社のリスクおよびソルベンシー評価 (ORSA) を実施することとする。ORSAは、最低でも以下を含む。
  - a) 特定のリスクプロファイル、承認されたリスク許容制限、引受会社の事業方針を考慮した全般的ソルベンシーの必要性
  - b) 資本要件および技術的準備金に関する要件の遵守
  - c) 引受会社のリスクプロファイルが、標準フォーミュラまたは部分的・全般的内部モデルにより計算されたSCRの元になる前提条件から大幅に逸脱する範囲」
- 関係する引受会社の業務の性質、規模、複雑性を考慮して、釣り合いを取ってORSA原則を適用すべきです。



出典: Groupe Consultatif

<b>原則A</b>	▪ ORSAは、引受会社の責任であり引受会社の経営・管理部門により、定期的に確認・承認を受けるべきです。
<b>原則B</b>	▪ ORSAは、保険契約における義務を満たす引受会社の能力に影響を及ぼし得る全ての重要なリスクを網羅すべきです。
<b>原則C</b>	▪ ORSAは、適切な測定・評価プロセスに基づくべきものであり、引受会社の管理プロセスおよび意思決定フレームワークの不可欠な部分を構成すべきです。
<b>原則D</b>	▪ ORSAは、引受会社の事業計画および見込みを織り込み、フォワード・ルッキングであるべきです。
<b>原則E</b>	▪ ORSAのプロセスおよび結果は、独立した評価に加えて、適切に裏付けされ、社内で文書化されるべきです。

# 監督当局によるレビュー

## 資本の積み増し

- 資本積み増し設定は、適切な水準のSCRを確実にすることを目的とする監督当局の権限によるものです。これにより、保険契約者の利益を守り、公平性を実現します。この権限は、「例外的状況」という意味において、懲罰的権限としてではなく是正措置として用いられます。
- CEIOPSは、資本の積み増しを下記2つの種類に分類しています。
  - 標準フォーミュラまたは内部モデルによるSCR計算に組み入れられたリスクプロファイルから大幅に逸脱した場合の資本の積み増しで、「リスクプロファイルによる資本の積み増し」といわれます。
  - ガバナンスが大幅に不足した場合の資本の積み増しで、「ガバナンスによる資本の積み増し」といわれます。
- 資本積み増し設定は、適正手続きに従います。監督当局は、以下の当該引受会社の状態を考慮した上で、資本の積み増しが適切な監督的措置であるかどうかを十分に検討します。
  - 全ての関連ステップ(問題の特定、問題の評価、該当する場合には積み増しの額の計算など)を実施済みであること。
  - 各ステップから得た結果を適切に文書化済みであること。
  - 監督当局によるあらゆる当該結論・措置は、当該引受会社と共有されていること、および引受会社はこれらの結論または措置に対する見解を適切な時間内に表明する機会が与えられていること。
- 経験に基づき、資本積み増し設定に繋がった状況に変化の兆しが見られる場合には、年1回以上の資本積み増しの設定および金額をレビューすべきです。
- 資本の積み増しが設定される状況下では、監督当局は、その決定を文書に書き留め、引受会社に対してその内容を納得させる説明をすべきです。将来のレベル3ガイダンスでは、資本積み増し設定プロセスを統一するため、引受会社に伝えるべき情報に関するガイダンスが規定されるでしょう。
- 引受会社が行う義務があるSCRの一般開示では、監督当局による正当化についての簡潔な情報と共に、標準フォーミュラまたは内部モデルを用いて計算された金額と資本積み増し額を分離して提示します。
- グループの資本積み増し適用のための意思決定プロセスおよび単独の資本積み増し適用のための協議プロセスは、監督チームの協定にしっかり組み込まれています。
- グループのガバナンスによる資本積み増しの計算は、グループの構造および複雑性を反映するためケースバイケースで評価すべきです。

# 監督当局によるレビュー

## 資本の積み増し

1

### 問題の特定

#### リスクプロファイルからの乖離 標準フォーミュラ / 内部モデル

リスクプロファイルの乖離は、例えば以下により特定できるでしょう。

- 比率の分析
- ストレストテスト
- 監督当局の調査

主なソースは、引受会社から定期的に受け取る定量的情報になるでしょう。

リスクプロファイルは、当該リスクが標準フォーミュラの中に明示的にカバーされているかどうかという、定量化可能なリスクから生じるでしょう。

#### ガバナンスの不備

ガバナンスの不備は、以下により特定できるでしょう。

- オンサイトの検査、またはオフサイトの分析をきっかけとした定期的またはオンサイトの検査
- 監督当局の調査
- 当該情報に関する監督当局の知識(監査報告書など)

CEIOPSは、単純に多くの資本を要件とすることではガバナンスの不備を埋めることはできないと考えています。

2

### 問題の評価

#### リスクプロファイルからの乖離 標準フォーミュラ / 内部モデル

乖離の度合いは、引受会社の全体的SCRへの再計算した場合の影響を念頭に評価すべきです。

CEIOPSは、基本的にSCRフォーミュラより過小評価されているリスクのみを検討し、過大評価されているリスクなどは考えない意向です。

リスクプロファイルによる資本積み増しが適当とされる場合、定量化可能なリスクが不十分であるという件は、内部モデルの最初の承認が行われた後でのみ関係します。

#### ガバナンスの不備

CEIOPSは、ケースバイケースで分析することを提唱しています。ガバナンスは以下に従って実施することを求めています。

- 比例性の原則
- ガバナンスを管理する適切な仕組みとして、様々な方法があるという事実

非常に深刻な状況の場合、積み増し設定以降他の対策も実施できるでしょう。

3

### 資本積み増しの計算

#### 特定のサブリスクの過小評価 リスク・モジュールまたはモデル要素

1. 当該サブリスクまたはリスク・モジュールを特定
2. 大幅な乖離の原因を検討
  - パラメータの不適切なキャリブレーション
    - => 引受会社のリスクプロファイルを最もよく反映する自社データから導出した新しいパラメータを使用するよう引受会社に求める。
  - 不適切な前提条件の設定
    - => 他の設計アプローチを探すよう引受会社に求める。
    - => それに失敗したら、比較分析またはより主観的分析を取り入れることで、より「粗」のベースで資本の積み増しを設定する。

#### SCR計算にカバーされていない 定量化可能なリスク

1. 標準フォーミュラでカバーされていないリスクを特定
2. 当該リスクを定量化できるより良い手法を検討
3. 特定したリスクを標準フォーミュラでカバーされている他のリスクと統合

#### 統合の仕組み

1. 大幅な乖離の原因を特定
  - 不適切な相関係数
    - => 「新しい」相関係数の値を評価するよう引受会社に求める。
  - 不適切な線形相関の前提条件
    - => 本ケースは、資本の積み増しの計算に現実的とは思えない。
    - => 比較分析を通して資本の積み増しを設定
  - 不適切な依存構造
    - => 代替りの統合方法を見つけるよう引受会社に求める。
    - => それに失敗したら、比較分析による資本積み増しを設定する。

#### ガバナンスの不備

ガバナンスの不備を評価・定量化する場合、監督当局は判断要素を持ち込む必要があります。

CEIOPSは、ガバナンスによる資本の積み増しの考えられる方法として、以下の3つのオプションを検討しています。

- オプション1: 不備に関する特定グルーピングによる区分別の全体的SCRの割合
- オプション2: 所定のシナリオ(原因と結果)
- オプション3: 原因と結果に加えて、金額を決定する際に考慮すべき統一基準

# 開示

CP58 – 監督当局への報告および一般開示の要件

## 監督当局への報告および一般開示

- ピラー3の一つとして、以下の3つの報告(CEIOPSが開発したフォーマット)が必要となり、取締役会が承認します。
  1. 一般開示 - **SFCR**(ソルベンシーおよび財務状況報告)
  2. 個別報告 - **RTS**(監督当局への報告)
  3. **定量的報告**がRTSに加わります。定量的報告フォームの一部は、SFCRにも含まれます。

### SFCRおよびRTSの構造

事業および業績	ガバナンスのシステム	リスク管理	法定バランスシート	資本管理
A.1 事業および外部環境 A.1A 目的および戦略(RTSのみ) A.2 保険引受業務の業績 A.3 運用業務の業績 A.4 事業費・その他経費 A.5 その他開示	B.1 一般的ガバナンスの取り決め B.2 適合性の状況および適切なプロセス・手順(RTSのみ) B.3 リスク管理システム B.4 ORSA B.5 内部統制 B.6 社内監査機能 B.7 数理機能 B.8 外部委託 B.9 その他開示 B.10 グループレベルでの報告(SFCRのみ)	C.1 保険引受リスク C.2 市場リスク C.3 信用リスク C.4 流動性リスク C.5 ALMリスク C.6 オペレーショナル・リスク C.7 その他重大リスク C.8 重大なリスク・エクスポージャーの性質 C.9 重大なリスク集中の性質 C.10 リスク軽減実務 C.11 リスク感応度 C.12 その他開示	D.1 資産 D.2 技術的準備金 D.3 その他負債 D.4 その他開示	E.1 自己資本 E.2 MCRおよびSCR E.3 SCR計算に用いたオプション E.4 標準フォーミュラと使用した内部モデルとの違い E.5 MCR非準拠と顕著なSCR非準拠 E.6 その他開示

- 指令書施行後の最初の会計年度は、全ての引受会社に全面的な定量的RTSの完成が求められます。RTSへの年次報告は、欧州委員会が規定した目的に最適であり、また、全面的な報告までの最大期間は5年以下とすべきであるとCEIOPSは考えています。
- 第50(2)条に関する当該会社の加盟国の監督当局の決定に従い、引受会社またはグループは、監督当局による正当化についての情報とともに、SCRに算入したあらゆる資本の積み増しに関する詳細も開示すべきです。

本レポートに関する詳細は、下記の著者までお問い合わせください。

Gary Wells  
[gary.wells@milliman.com](mailto:gary.wells@milliman.com)

Jeff Courchene  
[jeff.courchene@milliman.com](mailto:jeff.courchene@milliman.com)

Vincent Robert  
[vincent.robert@milliman.com](mailto:vincent.robert@milliman.com)

Peter Moore  
[peter.moore@milliman.com](mailto:peter.moore@milliman.com)

Fabrice Taillieu  
[fabrice.taillieu@milliman.com](mailto:fabrice.taillieu@milliman.com)

Thomas Guidon  
[thomas.guidon@milliman.com](mailto:thomas.guidon@milliman.com)

Joël van der Vorst  
[joel.vandervorst@milliman.com](mailto:joel.vandervorst@milliman.com)

以下をはじめとする各国のミリマンオフィスにお問い合わせいただいても結構です。

<p><b>France</b>            64 rue Pierre Charron            75008 Paris            +33 1 42 99 15 60</p>	<p><b>Germany</b>            Altheimer Eck 2            80331 Munich            +49 89 1271 0870</p>	<p><b>Ireland</b>            Verschoyle House            28/30 Lower Mount Street            Dublin 2            +353 1 647 5900</p>	<p><b>Italy</b>            Corso Europa, 5 Floor 5            20122 Milan            +39 02 7626 0521</p>	<p><b>Netherlands</b>            Baarnsche Dijk 12c            3741 LS Baarn            +31 35 54 88 013</p>
<p><b>Poland</b>            ul. Emilii Plater 53, 11th floor            00-113 Warsaw            +48 22 528 6962</p>	<p><b>Romania</b>            6 Monetariei Street            Entrance C, 2<sup>nd</sup> floor 12B            Sector 1, Bucharest 011216            +40 314 326 526</p>	<p><b>Spain</b>            Edificio Centro 23            Paseo de la Castellana, 91 P. 14            28046 Madrid            +34 91 598 40 77</p>	<p><b>Switzerland</b>            Lavaterstrasse 65            8002 Zurich            +41 44 287 9070</p>	<p><b>UK</b>            11 Old Jewry, 3rd floor            London, EC2R 8DU            +44 20 7847 15 00</p>

## ミリマンについて

ミリマンは世界有数の大手独立系の数理コンサルティング会社です。1947年にシアトル(米国)に設立され、現在は米国および海外の52の主要都市にオフィスを構え、2,400名以上の職員が働いています。

ミリマンの提供するサービス分野:

- 数理およびリスクのコンサルティング
  - 保険&リスク管理
- EUでの主要動向に関する調査&開発
- グローバルなビジョンと各国の専門性

[europe.milliman.com](http://europe.milliman.com)

